

兵庫県医療審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の22の規定に基づき、兵庫県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 会長は審議会の議長となる。

- 2 審議会に副会長を置き、会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。

(医療法人部会)

第3条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、医療法人部会（以下「法人部会」という。）を置く。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第45条第2項に基づき、医療法人の設立を認可し、又は、認可をしない処分に係る事項
 - (2) 医療法第55条第7項に基づき、医療法人の解散を認可し、又は、認可をしない処分に係る事項
 - (3) 医療法第58条の2第5項に基づき、医療法人の吸収合併及び新設合併を認可し、又は、認可をしない処分に係る事項
 - (4) 医療法第60条の3第5項に基づき、医療法人の吸収分割及び新設分割を認可し、又は、認可をしない処分に係る事項
 - (5) 医療法第64条第3項に基づき、医療法人の業務の停止を命じる処分に係る事項
 - (6) 医療法第64条第3項に基づき、医療法人の役員解任を勧告する処分に係る事項
 - (7) 医療法第66条第2項に基づき、医療法人の設立の認可を取り消す処分に係る事項
 - (8) 医療法第46条の6第1項ただし書の規定に基づき、医師又は歯科医師でない者を理事長に選出することを認可し、又は認可をしない処分に係る事項のうち、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日付健政発第410号厚生省健康政策局長通知）第一、5、(4)に定める、医師又は歯科医師でない理事長候補者が理事長に就任することにより、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認めることに係る事項
 - (9) 医療法第42条の2第2項に基づき、社会医療法人の認定及び、認定を取り消された社会医療法人の業務継続実施計画の認定をする処分に係る事項
 - (10) 医療法第64条の2第2項に基づき、社会医療法人の認定を取り消す処分に係る事項
- 2 法人部会は委員10名以内で構成する。

(救急医療部会)

第4条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、救急医療部会（以下「救急部会」という。）を置く。

- (1) 救急医療体制の整備に関する事項
 - (2) 県、市町及び救急医療機関の連携・協力に関する事項
 - (3) 救急医療情報システムの運営に係る重要事項に関する事項
 - (4) 救急告示機関の認定審査に関する重要事項に関する事項
- 2 救急部会は委員12名以内で構成する。

(保健医療計画部会)

第5条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、保健医療計画部会（以下「計画部会」という。）を置く。

- (1) 保健医療計画（医療法第30条の4に基づく医療計画をいう。）の策定又は変更に係る事項（第4条第1項及び第6条第1項に掲げる事項を除く。）
- (2) 保健医療計画の推進に係る事項（第4条第1項及び第6条第1項に掲げる事項を除く。）
- (3) 医療法第70条の3（平成27年法律第74号による改正後のもの）に基づく、医療連携推進認定に係る事項
- (4) 医療法施行規則第1条の14第7項第1号又は2号に該当する診療所について医療審議会の意見を聴くこととされている事項

2 計画部会は委員17名以内で構成する。

(地域医療対策部会)

第6条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、地域医療対策部会（以下「地域部会」という。）を置く。

- (1) 医療法第30条の4第2項第11号に規定する医師の確保に関する事項
- (2) 医療法第30条の23第2項に規定する地域医療対策協議会において協議を行う事項
- (3) 医師法第16条の2第6項及び第16条の3第6項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴くこととされている事項
- (4) 地域医療支援病院の承認に関する事項
- (5) 医療法第30条の4第2項第10号に規定する外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

2 地域部会は委員14名以内で構成する。

(部会長)

第7条 部会長は、部会の議長となる。

2 部会に副部会長を置き、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

3 副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

(部会の招集)

第8条 部会は部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。ただし、次の各号に掲げる事項については、審議会において決するものとする。

- (1) 第5条第1項第1号に掲げる事項
- (2) 第5条第1項第2号に掲げる事項のうち、医療法の規定により、医療審議会の意見を聞くこととされている事項

(3) 第6条第1項第1号に掲げる事項

(4) 第6条第1項第5号に掲げる事項

4 部会における決議は、これを審議会の決議とする。

5 部会における決議は、決議後最初に開かれる審議会において部会長から報告しなければならない。

(委員の代理出席)

第9条 別に定めるところにより、委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

(非委員の出席)

第10条 審議会及び部会は、必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を述べさせることができる。

(部会招集の特例)

第11条 部会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由により部会を招集することができない場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付又は持ち回りし、賛否を問い、部会の会議に代えることができる。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、保健医療部医務課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は審議会が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年12月8日から実施する。

この要綱は、平成13年2月16日から実施する。

この要綱は、平成14年11月1日から実施する。

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

この要綱は、平成17年9月9日から実施する。

この要綱は、平成17年11月18日から実施する。

この要綱は、平成20年3月28日から実施する。

この要綱は、平成20年11月11日から実施する。

この要綱は、平成21年3月18日から実施する。

この要綱は、平成22年8月26日から実施する。

この要綱は、平成22年12月24日から実施する。

この要綱は、平成28年3月18日から実施する。

この要綱は、平成29年3月29日から実施する。

この要綱は、平成30年3月12日から実施する。

この要綱は、平成30年11月1日から実施する。

この要綱は、平成31年2月18日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年11月4日から実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。